

議案第二十五号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成元年三月十日

三朝町長 安田真一郎

平成元年三月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第四節 町たばこ消費税（第九十二条―第九十五条の八）

第五節 電気税及びガス税（第九十六条―第一百五条の二）

目次中 第六節 鉱産税（第一百一十一条―第一百十条）

を

第七節 木材引取税（第一百十九条―第三十条）

第八節 特別土地保有税（第一百三十一条―第四十条）

第四節 町たばこ税（第九十二条―第一百二条）

第五節 鉱産税（第一百三―第三十条）

に改める。

第六節 特別土地保有税（第一百三十一条―第四十条）

第三条第一項中「町たばこ消費税」を「町たばこ税」に改め、第五号及び第六号を削り、第七号を

第五号とし、第八号を削り、第九号を第六号とする。

第十九条中「第九十五条の四第一項若しくは第二項」を「第九十八条第一項若しくは第二項」に、「第九十五条の八第二項」を「第一百零二条第二項」に改め、「第一百零三条第三項、第一百五條」を削り、「第一百零三条」を「第一百零五条」に改め、「第一百二十二条第三項、第一百二十三条」を削る。

第二十条中「第九十五条の四第五項、第九十五条の七第二項」を「第九十八条第五項、第一百零一条第二項」に改める。

第二十四条第一項第三号中「又は寡婦」を「寡婦又は寡夫」に、「百万円」を「二百二十五万円」に改める。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 削除

第三十四条の三第一項の表を次のように改める。

百二十万円以下の金額	百分の三
百二十万円を超える金額	百分の八
五百万円を超える金額	百分の十一

第二章第五節を削る

第二章第四節の節名を次のように改める。

第四節 町たばこ税

第九十二条の見出し中「町たばこ消費税」を「町たばこ税」に改め、同条第一項中「町たばこ消費税」を「町たばこ税」に、「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第二項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第三項を削る。

第九十四条の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第一項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、「従価割にあつては」及び「(以下この節において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの当該売渡し等の時における小売定価(法第四百六十七条第一項の小売定価をいう。)に相当する金額とし、従量割にあつては売渡し等」を削り、同条に次の二項を加える。

3 前項の表の上欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は、第九十二条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

4 前項の計算に關し、製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量に〇・一グラム未満の端数がある

場合には、その端数を切り捨てるものとする。

第九十五条の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、「従価割にあつては百分の十四・三とし、従量割にあつては」を削り、「三百五十円」を「千九百九十七円」に改める。

第九十五条の二の見出し並びに同条第一項及び第三項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条を第九十六条とする。

第九十五条の三（見出しを含む。）中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条を第九十七条とする。

第九十五条の四の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第一項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に、「売渡し等」を「第九十二条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等」に改め、「課税標準たる小売定価に相当する金額に当該小売定価に係る品目ごとの売渡し等の数量を乗じて得た金額の合計額及び前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの」を削り、「課税標準額」を「課税標準数量」に、「並びに当該課税標準額」を「及び当該課税標準数量」に、「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に、「第九十五条の二第一項」を「第九十六条第一項」に、「第九十五条の二第二項」を「第九十六条第二項」に改め、同条第五項中「第

九十五条の七第二項」を「第一百一条第二項」に改め、同条を第九十八条とする。

第九十五条の五第一項中「課税標準額」を「課税標準数量」に、「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に、「第九十五条の二第一項」を「第九十六条第一項」に改め、同条第二項中「課税標準額」を「課税標準数量」に、「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に改め、同条を第九十九条とする。

第九十五条の六中「第九十五条の四第一項」を「第九十八条第一項」に、「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に改め、同条を第一百条とする。

第九十五条の七の見出し及び同条第一項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第二項中「第九十五条の四第一項」を「第九十八条第一項」に改め、同条を第一百一条とする。

第九十五条の八の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第一項中「第九十五条の三ただし書」を「第九十七条ただし書」に、「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第二項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条を第一百二条とする。

第二章第七節を削り、第二章第六節中第一百一十一条を第一百三一条とし、第一百二条から第一百五一条までを八条ずつ繰り上げ、第一百六条及び第一百七条を削り、第一百八条を第一百八条とし、同条の次に次のように加える。

第一百九条から第三百三十条まで 削除

第二章第六節を同章第五節とし、同章第八節を同章第六節とする。

附則第八条第一項中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に改める。

附則第九条第二項及び第三項中「別表第三」を「別表」に改める。

附則第十一条の見出し、附則第十二条（見出しを含む。）、附則第十三条（見出しを含む。）及び

附則第十五条の二第一項中「昭和六十五年度」を「平成二年度」に改める。

附則第十六条の二を次のように改める。

（たばこ税の税率の特例）

第十六条の二 たばこ事業法附則第二条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和四十年法律第百二十二号）第一条第一項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第九十五条の規定にかかわらず、当分の間、千本につき九百四十八円とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第九十八条第一項から第四項までの規定の適用については、同条第一項中「第三十四号の二様式」とあるのは「第四十八号の五様式」と、同条第二項中「第三十四号の二の二様式」とあるのは「第四十八号の六様式」と、同条第三項中「第三十四号の二の六様式」とあるのは「第四十八号の九様式」と、同条第四項中「第三十四号の二様式又は第三十四号

の二の二様式」とあるのは「第四十八号の五様式又は第四十八号の六様式」とする。

附則第十六条の三第一項中「昭和六十四年度」を「平成元年度」に改める。

附則第十六条の五第一項中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に改める。

附則第十七条第一項第二号ロを次のように改める。

ロ 当該課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の五・五に相当する金額

附則第十七条の二第一項及び第二項中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に改める。

附則第十七条の三第一項中「課税長期譲渡所得金額の二分の一に相当する金額と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から、二千万円と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額を控除した」とあるのは「課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の三・四に相当する」を「百分の五・五」とあるのは「百分の三・四」に改める。

附則第十八条の次に次の一条を加える。

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第十九条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第三十三

条及び第三十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。同条第二項の適用がある場合にはその適用後の金額。以下同じ。）に対し、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の百分の四に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第三十四条の二の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第十九条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

二 第三十四条の七及び附則第七条第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十九条第一項の規定による町民税の所得割の額」とする。

三 第三十五条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第十九条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

四 附則第五条の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十九条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第二項中「所

「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十九条第一項の規定による町民税の所得割の額」とする。

別表第一及び別表第二を削り、別表第三を別表とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成元年四月一日から施行する。ただし、第三十四条の改正規定及び附則第十八条の次に一条を加える改正規定並びに次条第二項及び第三項の規定は、平成二年四月一日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の三朝町税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の町民税に関する部分は、平成元年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、昭和六十三年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十九条の規定は、町民税の所得割の納税義務者が平成元年四月一日(以下「施行日」という。)以後に行う所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第九号)第十条の

規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十第一項に規定する株式等の譲渡に係る個人の町民税について適用する。

3 改正前の三朝町税条例（次条第二項及び附則第六条において「旧条例」という。）第三十四条の規定は、平成元年度分までの個人の町民税については、なおその効力を有する。

（町たばこ税に関する経過措置）

第三条 新条例の規定中町たばこ税に関する部分は、施行日以後に行われる新条例第九十二条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（第三項において「売渡し等」という。）に係る製造たばこに対して課すべき町たばこ税について適用する。

2 施行日前に行われた旧条例第九十四条第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこに対して課する町たばこ消費税については、なお従前の例による。

3 卸売販売業者等（新条例第九十二条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。次項において同じ。）が、施行日前に既に町たばこ消費税を課された製造たばこにつき施行日以後に売渡し等をする場合に、新条例第九十六条の規定を適用する。

4 卸売販売業者等が施行日前に売渡した製造たばこの返還を受け、施行日以後に当該製造たばこにつき新条例第九十九条第一項の規定による控除を受ける場合において、同項中「たばこ税額（当該

たばこ税額」を「たばこ消費税額（当該たばこ消費税額）」として、同条の規定を適用する。

（電気税及びガス税に関する経過措置）

第四条 施行日前に使用した電気又はガス（継続的に供給することを約する契約に基づき供給されている電気又はガスにあつては、施行日前にその料金を収納した、又は収納すべきであつたもの）に対して課する電気税及びガス税については、なお従前の例による。

2 施行日前から継続的に供給することを約する契約に基づき供給されている電気又はガスで施行日から一月を経過する日までの間にその料金を収納した、又は収納すべきであつたものについては、施行日前にその料金を収納した、又は収納すべきであつたものとみなして、前項の規定を適用する。

（木材引取税に関する経過措置）

第五条 施行日前に行われた素材の引取りに対して課する木材引取税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この条例の施行前にした行為並びにこの附則によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る地方税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。